

# は し が き

我が国の水道は、現在普及率が97%を超え、国民生活に必要なライフラインとして極めて重要な役割を担っている。特に簡易水道事業については、農山漁村等を中心として、地域住民の生活環境の改善に大きく貢献するなど、その果たす役割は、大変重要である。

一方、今日の簡易水道事業は、水道の恩恵を受けていない未普及人口の早期解消に向けた取組や、老朽化施設の改良・更新とその財源確保、濁水・地震等自然災害に対する安全対策、社会経済情勢の変化に対応した経営改革、サービス水準の向上など様々な課題を抱えている。

さらに、平成21年度からは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が全面施行され、資金不足比率の公表に加え、基準を超えた団体については経営健全化計画の策定等が義務づけられることから、簡易水道事業の経営状況や今後の収支見通しについても一層の説明責任が求められる。

こうした課題に着実に対応していくためには、事業の統合・広域化など地域の実情を踏まえた経営形態の見直しや、地方公営企業法を適用する等経理内容の明確化・透明性の向上につながる施策の展開、適切な料金の見直しなど、更なる経営改革に積極的に取り組み、事業の経営基盤及び組織体制を一層強化していく必要がある。

このような状況において、総務省においては、事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料として、「簡易水道事業年鑑」を作成しているところである。本年鑑を、簡易水道事業の経営分析のための基礎資料として積極的に活用され、健全な経営の維持に自主的・自律的に取り組んでいただきたい。

平成21年3月

総務省自治財政局公営企業経営企画室長

井上 宜也